

## 水道メーター交換のお知らせ

お客さまが使用されている市の水道メーターは、水道の使用水量を正確に計量するため、計量法に基づき一定期間（8年）での交換が義務づけられています。

そのため、有効期限を迎えるものは、下記のとおり交換を行います。

### 記

- 今年度は、メーターNo.が32・33で始まるものが交換対象です。  
（例：32-A1，33-1234）  
メーターNo.はメーターの蓋に刻印してあります。また、2カ月に1度の検針時に配付している「水道使用量のお知らせ」にも記載されていますので、ご確認ください。
- 交換作業は、上下水道課が委託した沼田市指定給水装置工事事業者の〔(有)大竹住建〕が行います。身分証明書を携帯した作業員がメーターのある場所まで敷地内に入らせていただき、細心の注意を払って行います。  
また、お留守の場合でも交換させていただきます。
- 交換作業の支障にならないように事前にメーター周辺を整理していただくようご協力をお願いいたします。
- 上下水道課で新しい水道メーターに交換しますので、お客様の費用はかかりません。

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

沼田市役所上下水道課管理係

電話：0278-24-8811